

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和5年8月3日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生課  
食品監視安全課

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和5年6月16日（金）から同年7月16日（日）まで御意見を募集したところ、計25件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	行政検査を義務付けているんだから、届出書でも検査手数料を徴収するのか。旅館業では手数料を徴収しないのか。旅館業法施行規則とその他の被改正施行規則の違いの根拠はあるのか。	手数料については地方自治法第227条の規定に基づき各自治体のご判断で適切に対応いただきたいと思います。 旅館業法における譲渡は承認の対象である一方で、その他の法律における譲渡は承認の対象ではないことから、施行規則における規定の違いがあります。
2	経過措置として行われる調査の手数料という名目で、自治体が手数料を徴収することはありえるか。	手数料については地方自治法第227条の規定に基づき各自治体のご判断で適切に対応いただきたいと思います。

3	<p>旅館業法施行規則について、有効な法人登記事項証明書を添付書類とすべきではないか。</p>	<p>法人登記事項証明書は添付書類として求めなくとも問題ないと考えています。なお、申請書に添付することとされる定款及び寄付行為の写しは、事業譲渡に伴い定款等の変更がある場合には、その一部変更等の手続を経た正式のものでなければならないと考えています。</p>
4	<p>食品衛生法施行規則関係の承継について、営業を譲り受けた者が、施設の名称、屋号等を変更した場合や施設を増改築した場合には、譲り受けた旨の届出以外に必要な手続はあるか。</p> <p>また、営業を譲り受けた者が施設を建て直した場合や譲り受けた許可営業と異なる営業を行う場合はどうか。</p>	<p>営業の譲渡があった時点で当該営業を譲り受けた者は、営業者の地位を承継するため、遅滞なくその旨を都道府県に届け出なければなりません。</p> <p>名称の変更や同一許可の範疇に留まる限りの構造設備の変更を行った場合は、事業譲渡の届出とは別に食品衛生法施行規則第71条に基づく変更の届出を提出する必要があります。また、建て直した場合や譲り受けた許可営業とは異なる営業を行う場合は、新規の許可が必要となりますので事前に管轄の保健所にご相談ください。</p>
5	<p>①欠格要件に該当しないことの誓約書の提出</p> <p>今般の法改正により、営業の譲渡による営業者の地位の承継が可能になった結果、食中毒が発生した等を理由に営業許可を取り消され、食品衛生法第55条第2項第2号に該当する者であっても、許可営業者の地位を得る事が可能となっている。</p> <p>食品衛生法施行規則において、営業譲渡に係る届出書に、法人及び役員全員に対して欠格要件に該当しない旨の誓約</p>	<p>①今回の省令改正は、食品衛生法第56条第1項に定める地位の承継について、営業を譲渡した場合も含めるものとした法改正に合わせて行うものであり、既に承継の手続が定められている相続、合併、分割と同様の手続を整備するものです。</p> <p>営業の譲渡については、全くの新規開設とは異なり、基本的には構造設備の基準を満たす施設を引き継ぐものであり、届出があった際には地方自治体はその内容</p>

	<p>書の提出を義務付けるなどにより、制度の健全性を少しでも確保すべきである。</p> <p>②営業の譲渡が行われたことを証する書類</p> <p>許可営業者が実施している営業の一部を譲渡する（例えば、同一施設で食肉販売業と魚介類販売業の許可を受けている業者が魚介類販売業に係る事業のみを他人に譲渡する、同一施設で飲食店営業の許可を受けて店内飲食及びテイクアウトを行っている業者が、テイクアウト事業のみを他人に譲渡する等）ことや、同一の営業を複数の者に譲渡することが法的に認められないのであれば、「営業の譲渡が行われたことを証する書類」の営業が、営業を譲渡した者が実施している全ての営業をいう旨を明文化すべきである。</p>	<p>を確認するとともに、保健所による監視指導等の中で、衛生管理が適切に行われているか等について確認されているため、欠格事由に該当しない旨の誓約書の提出は不要と考えております。</p> <p>②営業の譲渡は、施設基準を満たし許可を受けた営業ごとに譲渡を行うこととなります。必ずしも譲渡した者が実施している営業全てが譲渡されるわけではないため、「営業の譲渡が行われたことを証する書類」の営業について、営業を譲渡した者が実施している全ての営業をいう旨明文化する必要がないと考えております。</p>
6	<p>簡単に譲渡ができる規定だと勝手に営業者が変わってしまうのが怖い。</p>	<p>衛生水準の確保等に支障が生じないように、事業譲渡を行う場合、地方自治体に対して事業承継の届出等を行うこととしており、地方自治体はその内容を確認するとともに、その後の監視指導等の中で、事業が実際に継続されているか、衛生管理が適切に行われているか等について確認していくこととしています。</p>
7	<p>食品衛生法の『営業の譲渡が行われたことを証する書類』とは具体的にどのような書類か。必要な項目は何か。添付または提示書類は何か。押印の必要性はあるのか。</p> <p>届出だけで簡単に事業譲渡出来てしまうと、営業者が知らない間に営業許可を乗っ取られてしまうのではないか。</p>	<p>『営業の譲渡が行われたことを証する書類』については、譲渡契約書等の写し等が想定され、必ずしも押印のある必要はありません。</p> <p>なお、譲渡が行われてない場合は、許可営業者の地位は承継されません。</p>

8	<p>①許可の期限が無い業種において、譲渡時点で基準に合致している施設でなくなっていた場合にその状況を確認されることがないのではないか。</p> <p>②誰にでも気軽に譲渡して責任の所在が分かりづらくなれないよう、営業の譲渡が行われたことを証する書類は公的な書類として認められる程度の契約書か、相続ができる姻戚関係が分かる書類などが用意できる場合に限るべきではないか。</p>	<p>①ご指摘の場合については、都道府県等は、事業譲渡によって営業者の地位を承継した者の業務の状況について、地位が承継された日から6月を経過するまでの間に、少なくとも1回調査を行うこととされており、必要な確認がなされるよう、通知してまいります。</p> <p>②届出書等への添付書類として掲げる「営業の譲渡が行われたことを証する書類」等については、基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定されます。なお、今般措置された規定において相続ができる婚姻関係が分かる書類は規定と関連性がないため不要と考えています。</p>
9	<p>①事業譲渡により地位を承継した後、前の営業者が構造変更をしたにも関わらず自治体へ届け出ていなかったことが判明した場合、どのような手続きが必要か。</p> <p>②地位の承継前に、事業を譲渡しようとする営業者が構造変更をしたにも関わらず自治体へ届け出ていなかったことが判明した場合、構造変更の届出を行った後でなければ、事業譲渡による地位の承継申請はできないのか。あるいは、地位の承継申請と併せて変更の届を行うことは可能なのか。</p>	<p>①変更届等を出していただくことが必要です。</p> <p>②記載いただいた場合については、地位の承継申請と併せて変更届等を行うことで問題ないものと考えます。</p>
10	<p>国から自治体に手数料を引き下げるように通知などをするのか。</p>	<p>事業譲渡に伴う申請等に係る手数料については、減免・引き下げについて積極的に検討いただきたい旨を通知等でお示ししていきたいと考えています。</p>

11	<p>食品衛生法に関して、</p> <p>①事業譲渡では、相続、合併又は分割の場合とは異なり譲渡が行われたことを証明する公的書類がないため、無許可営業であっても届出を行えば営業を行うことができちゃうのではないか。そのため、営業の譲渡を証する書類について厳正な基準や仕様（公正証書必要など）を規定すべきと考えます。</p> <p>②複数の届出営業を行っている者が、一部の届出営業を譲渡する場合、どのような営業が譲渡されたかを確認することができる規定となっているか。</p>	<p>①今般の法改正で新設された事業譲渡の規定は、食品衛生法第55条第1項の許可を受けた者が当該営業を譲渡する場合にのみ地位が承継されるため、許可を受けていない営業を譲渡したとしても地位は承継されません。また、今般の省令改正で譲渡による地位の承継を届け出る際には、施設の許可の番号等を記載した届出書を提出することとしており、これを確認することにより承継された営業が無許可か否かを確認することができます。そのため、ご意見のように添付する営業の譲渡を証する書類については、厳正な基準や公正証書を求めるなどの規定を設ける必要はないと考えております。</p> <p>②今般の省令改正により食品衛生法第57条第1項の規定による届出をした者の地位の譲渡による承継の届出をしようとする者は、地位の承継に関する施設の所在地及び名称、屋号又は商号に加えて、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付することとしており、当該書類を確認することによりどのような営業の譲渡が行われたか確認できるようにする予定です。</p>
12	<p>①承継者に対し、営業を承継する上で法条例に基づく要件を満たすことを施行規則に盛り込んだ上で、都道府県知事には、必要に応じ承継に条件を付す権限を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>①事業譲渡は、新規開設の場合と異なり、構造設備の基準を満たす施設を引き継いで事業を行うものであることから、改正法において、旅館業以外は、相続等の場合と同様に、事業譲渡後に都道府県等に届出を行う仕組みとされているところです。ただし、旅館業の事</p>

	<p>②承継にあたり、設備等のハードだけでなく、従業員等のソフト的な面についても極力現状を維持することを努力目標として盛り込んでいただきたい。</p>	<p>業譲渡については、（相続等の場合と同様に、）都道府県等の承認を要することとしており、譲受人が欠格事由に該当していないか等を確認し、必要に応じて指導等を行うこととしています。加えて、都道府県等は、事業譲渡によって営業者の地位を承継した者の業務の状況について、地位が承継された日から6月を経過するまでの間に、少なくとも1回調査を行うこととされており、必要な確認がなされるよう、通知してまいります。</p> <p>②今般改正する法律は公衆衛生の確保等を目的とするものであり、雇用の維持等に関する努力目標を定めることは困難ですが、雇用の継続の重要性の周知をしてまいります。</p>
13	<p>改正後の制度では、変更があった場合、地位の承継をした後に変更届を提出するのか、承継ができないのかどちらであるか。</p>	<p>御指摘の場合については、変更届の提出をいただければ、承継は可能です。</p>
14	<p>食品衛生法に関して、</p> <p>①従来の相続、合併、分割による地位の承継においては、いずれも登記事項証明書等により客観的な事実の確認が可能である。一方で、営業の譲渡については、民法上は個人間の口頭での契約でも成立すると考えられるが、「営業の譲渡が行われたことを証する書類」による客観的な事実の確認が担保できなければ、悪意を持った第三者により営業の権利を勝手に譲渡されてしまうなどのトラブルが懸念さ</p>	<p>①営業者は、事業譲渡の予定がある場合には可能な限り保健所に事前相談することとし、相談を受けた保健所は、事業譲渡手続や衛生管理に関する助言を行うこと及び「営業の譲渡が行われたことを証する書類」については、基本的には譲渡契約書等の写しが想定されることを通知等で示すことを予定しています。</p> <p>②相続、合併、分割時の承継と同様に、事業譲渡を受けた者は食品衛生法上の営業者の地位を承継すること</p>

	<p>れる。営業を譲り受けた者が地位承継届を提出する際に添付する「営業の譲渡が行われたことを証する書類」については、受理する保健所にて客観的な事実の確認ができるよう、施行通知等により必要な要件や記載事項等を具体的に示していただきたい。</p> <p>②事業譲渡により営業を譲り受けた者は、食品衛生法に係る権利義務の一切を引き継ぐことから、譲渡した者に対する不利益処分については、営業を譲り受けた者に対してなおその命令等の効力が及ぶと考えるよいか。営業禁止や回収命令等の処分を免れるため意図的に営業の譲渡を行う者など、制度が悪用される懸念がある。食品衛生法第 59 条から 61 条に基づく営業者に対する不利益処分の考え方について、施行通知等により明確に示していただきたい。</p> <p>③食品衛生法第 58 条第 1 項に基づき、自主回収の報告を行っている営業者が営業の譲渡を行った場合には、「食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令」（令和元年内閣府令・厚生労働省令第 11 号）第 3 条による変更の届出を要するか否かについて、施行通知等により明確に示していただきたい。</p>	<p>になるため、行政処分は営業を譲り受けた者に対して行うこととなります。</p> <p>③原則、「食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令」（令和元年内閣府令・厚生労働省令第 11 号）第 2 条各号に掲げる事項に変更がある場合は、同命令第 3 条による変更の届出を要します。</p>
15	<p>①旅館業の事業承継の手続きですが、法律や省令案を確認すると、事前に承認を受ける必要があると思われませんが、その考え方でよいでしょうか。</p>	<p>①お見込みの通りです。</p> <p>②譲渡する予定の者又は譲り受ける予定の者のいずれか一方が、申請に際して、その連名の申請書を提出することが想定されます。</p>

	<p>②旅館業の事業承継の手続きにおいては、譲受人と譲渡人が連名で、承認申請をするのでしょうか。</p> <p>③旅館業の譲渡を証する書類が添付書類となっていますが、具体的にはどのような書類でしょうか。</p> <p>④公衆浴場、クリーニング所、理容所、美容所の届出書にも、同様に「営業の譲渡が行われたことを証する書類」を添付するよう記載がありますが、具体的にはどのような書類でしょうか。</p> <p>⑤公衆浴場、クリーニング所、理容所、美容所は、他の承継（合併分割、相続）と同様に、事後の届出でよいでしょうか。</p>	<p>③基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定されま す。</p> <p>④基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定されま す。</p> <p>⑤お見込みの通りです。</p>
16	<p>食品衛生法施行規則の一部改正において、「当該届出書には、営業の譲渡が行われことを証する書類を添付しなければならないこととする。」とあるが、どのような書類を想定しているのか示して欲しい。任意の様式でもよいのか、何か公的な証明を想定しているのか。</p>	<p>届出書への添付書類として掲げる「営業の譲渡が行われたことを証する書類」等については、基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定されます。</p>
17	<p>現行の譲渡規定で、変更がある場合に必要であった「構造設備の概要の記載」「構造設備の図面の添付」について、改正省令案では全く不要の規定となっている。</p> <p>衛生の担保を目的とする省令として、非常に問題があるため修正や、改正省令案で想定している衛生担保についての責任ある説明を丁寧におこなうことを要望します。</p> <p>「譲渡」であっても、大規模な改装がされていることが散見され、不適切な構造設備に起因するレジオネラ症、飲用</p>	<p>改正後においても、変更がある場合には、営業者は、各業法に則り、事業譲渡の手続とは別に、保健所への変更届の提出等を行う必要があります。</p>

	水の汚染事故、換気、排水、感染症の問題が発生している現状を踏まえれば、「譲渡」であっても、営業者が責任を持って「構造設備」を行政に届出し、行政が監督する制度設計が妥当と考えます。	
18	届出の様式を示す予定はありますか。可能な限り全国で統一な届出様式をお願いします。	通知において、様式をお示しすることとしています。
19	食品衛生法施行規則の一部改正において、第3者の仲介人によるいわゆる許可付き物件のようなものが横行する懸念がある。譲渡人と譲受人が見ず知らずといったものも考えられるが、それも想定範囲か。	今般の法改正で新設された事業譲渡の規定は、食品衛生法第55条第1項の許可を受けた者が当該営業を譲渡した場合に、譲り受けた者が当該営業者の地位を承継するものです。譲り渡す者と譲り受ける者の間に第3者による仲介があったとしても、譲り渡す者と譲り受ける者との間で譲渡が行われていれば、地位を承継することになります。また、届出書には「営業の譲渡が行われたことを証する書類」を添付することとしており、基本的には、譲渡契約書等の写し等を想定しています。届出を受けた自治体において届出書等を確認するとともに、営業の種別等に応じて、報告の徴収や実地検査等を行うことにより事業が継続されているか、施設設備に変更がないか、資格者がいるか等、衛生管理が適切に行われているかを確認することを想定しています。
20	食品衛生法施行規則の一部改正において、「当該届出書には、営業の譲渡が行われことを証する書類を添付しなければならないこととする。」とあるが、どのような書類を想	届出書への添付書類として掲げる「営業の譲渡が行われたことを証する書類」等については、基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定されます。

	定しているのか示して欲しい。任意の様式でもよいのか、何か公的な証明を想定しているのか。	
21	旅館業法施行規則の一部改正では、法人の場合に合っては、譲受人の定款又は寄付行為の写しとあるが、食品衛生法施行規則の一部改正等ではその文言はない。その違いはなにか。	旅館業法施行規則の一部改正では、旅館業法施行規則第1条第1項第1号との平仄を取っています。
22	食品衛生法において、営業の譲渡が行われた場合、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第2項により、都道府県知事は、営業者の地位が承継された日から起算して6月以内に業務の状況について調査しなければならないとされているが、調査を行う前に更に譲渡が行われた場合にも、営業を譲り受けて、当該営業を譲り渡した者の業務の状況について調査を行う必要があるのか。 また、露天営業やキッチンカーによる営業が譲渡された場合の業務の状況の調査については、どのように行うことになるのか。	業務の状況の調査を行う前に更に譲渡が行われた場合には、原則として営業を譲り受けて、当該営業を譲り渡した者の業務の状況については、調査を行う必要はありません。 また、業務の状況についての調査は、営業を譲り受けた者により衛生管理が適切に行われているかを確認するために行うものであるため、露天営業やキッチンカーによる営業の場合であっても行う必要がありますので、届出に際し、事前に相談がある場合はその際に、事前に相談がない場合は届出時に実地検査等のための打ち合わせを行う等して、対応いただきたい。
23	食品衛生法において、営業の譲渡が行われた場合、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第2項により、都道府県知事は、営業者の地位が承継された日から起算して6月以内に業務の状況について調査しなければならない	業務の状況の調査については、基本的には、事業が継続されているか、必要な資格者がいるか等、衛生管理が適切に行われているかを確認すること等を想定しており、詳細は通知等でお示しすることを想定しています。

	ならないとされているが、どのような調査を想定しているか。	
24	<p>食品衛生法施行規則の一部改正において、「当該届出書には、営業の譲渡が行われことを証する書類を添付しなければならないこととする。」とあるが、どのような書類を想定しており、営業許可書そのものを添付書類とすることは可能か。それとも何か公的な証明を想定しており、押印の必要があるのか。</p> <p>また譲渡が行われたことを証する書類が添付されていない場合は、虚偽の書類を提出した場合はどうなるか。</p>	<p>届出書への添付書類として掲げる「営業の譲渡が行われたことを証する書類」等については、基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定されますが、必ずしも押印がある必要はありません。</p> <p>営業許可に関する書類は、営業を譲渡しようとする者が許可を受けていることを示すものであるため、「営業の譲渡が行われたことを証する書類」には該当しません。なお、営業許可に係る許可番号は届出の必須記載事項としております。</p> <p>また、譲渡が行われたことを証する書類の未添付や虚偽の書類提出が行われた場合は、届出の形式要件を満たさない可能性がありますので届出の際には十分に確認を行ってください。</p>
25	<p>①法人に関しての申請については、法人番号についても提示させるようにされたい。</p> <p>そのようにすれば、事業者についての確認が一意に確認できる形で容易に行えるので、効率及び公正性の向上が見込めるはずである。</p> <p>②「その他所要の改正を行う」とされている部分について、見ていないので意見を行えない。具体的内容が定まったら再度意見公募を行なっていただきたい。</p>	<p>①許可申請等に係る適正な審査を行うために必要な書類について、各自治体において、申請者に対して提出を追加で求めることは差し支えありません。ただし、必要最低限に留めていただきたいと思います。</p> <p>②意見公募で特記すべき内容はないため、再度意見公募を行う予定はありません。</p>